

# 催し等の開催に関する火災予防条例の 一部改正についてのQ & A

**Q1 対象となるイベントはどんなもの？**

**A1 不特定多数の人が集まるイベントで火気器具等を使用する場合に対象となります。ただし、近親者によるバーベキューや面識のある人たちが集まるイベントは対象外です。**

**例：知らない人が自由に出入りできる町内会や自治会で開催するお祭りで火気器具等を使用する場合は対象になります。町内会や自治会の開催であっても限定された人(知っている人)だけで開催するものは対象外です。**

**Q2 火気器具等とはどんなもの？**

**A2 液体燃料(ガソリンや灯油など)、固体燃料(炭など)、気体燃料(ガスなど)、電気を熱源とする器具(電気ストーブなど)を言います。**

**例：発電機、灯油ストーブ、バーベキューコンロ、七厘、ガスコンロ、グリドル、たこ焼き器、ホットプレート、フライヤーなどです。**

**Q3 露店、屋台等とはどんなもの？**

**A3 露店、屋台その他これらに類するものを言います。**

**例：屋根が付いた移動可能な店、歩道上などに物を並べて販売する店、ごさや台の上に並べた商品を販売する店などです。**

**Q4 消火器はどんなものを準備するの？**

**A4 消火器は、使用する火気器具等の種類その他周囲の可燃物等の消火に適応とされるもので、国家検定を受けたものを準備する必要があります。検定を受けた消火器は検定マークが貼られていますので確認してください。消火器にはそれぞれ対応する種類があります。①普通火災(紙、木、繊維、樹脂など)には「A」と付いた消火器、②油火災(油、ガソリンなど)には「B」と付いた消火器、③電気火災(電気設備など)には「C」と付いた消火器を準備してください。**

**Q5 消火器は誰が準備するの？**

**A5 原則として、火気器具等を取り扱う人が準備してください。ただし、初期消火を有効に行うことができる場合は、複数人が共同して準備しても構いません。その場合は、火気器具等を使う露店等から、別の火気器具等を使う露店等までの歩行距離が20メートル以内に1本となるように準備してください。また、露店等の関係者全員が消火器を使用することができるよう必ず消火器の使用方法を事前に確認してください。**

**Q6 露店の開設届出書が必要なイベントは？**

**A6 A1のようなイベントでA2のような火気器具等を使う露店等を開設する場合に「露店等の開設届出書」の提出が必要です。この届出書は石狩北部地区消防事務組合ホームページ(以下「組合ホームページ」という。)からダウンロードすることができるほか、消防本部、各消防署でも配布しています。**

**Q7 露店等の開設届出書は誰がどこに提出するの？**

**A7 露店等を出店する人が出店する場所を管轄する消防署に2部提出してください。ただし、露店等を出店する人が複数人いる場合は、各露店等の出店状況を把握している主催者等が取りまとめ一括して提出するようにしてください。**

**Q8 露店等の開設届出書に何か添付するものはありますか？**

**A8 会場内にどのように露店等が配置(①露店等の配置図)され、どのように消火器を設置(②消火器の配置図)したのか、わかるものを添付してください。**

**Q9 自己点検は必要ですか？**

**A9 露店等の身の回りの安全対策が適切に行われているか確認するため、**  
**「防火安全自己点検票」により事前に確認し、露店等の開設期間中はお客**  
**さんから見える位置に掲示しておいてください。この点検票は組合ホームペ**  
**ージからダウンロードすることができるほか、消防本部、各消防署でも配布し**  
**ています。**

**Q10 指定催しに指定された場合、具体的に何をすればよいのですか？**

**A10 指定催しの主催者が、この催しの関係者の中から、火災予防上必要な**  
**業務に関し指示等を行うことができる立場の者を「防火担当者」として選任し**  
**てください。その際に指定催しの主催者が自ら防火担当者になっても構いま**  
**せん。また、防火担当者は、火災予防上必要な業務に関する計画(以下「提**  
**出書」という。)を作成して、出店する場所を管轄する消防署へ2部提出して**  
**ください。この提出書は組合ホームページからダウンロードすることができるほ**  
**か、消防本部、各消防署でも配布しています。**